



宮 崎 県 公 報

平成19年1月25日(木曜日) 第 1848 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (道路保全課) 1	

公 告	頁
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (農村整備課) 2	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 2	
○落札者等の公告…………… 2	
正 誤	
○平成19年1月13日付け県公報 (号外第6号) 中…………… 3	

告 示

宮崎県告示第64号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
山 下 靖 宏	国民健康保険西米良診療所	西米良村	内科	平成19年1月1日
岡 崎 智 樹	五ヶ瀬町国民健康保険病院	五ヶ瀬町	内科	〃
後 藤 理 奈	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	神経内科	〃

宮崎県告示第65号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月25日から平成19年2月8日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 268号	えびの市大字島内字手	旧	18.2 ~ 21.0	159.6

ノ下 380番 1地先から 同市同大字 字今別府 5 76番 4地先 まで	新	18.2 ~ 29.2	159.6
--	---	-------------	-------

宮崎県告示第66号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月25日から平成19年2月8日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
360	県道	田代八重綾線	小林市須木大字中原柚園国有林2101林班い小班地先から同市須木同大字柚園国有林2101林班い小班地先まで	旧	5.5 ~ 10.5	72.5
				新	10.2 ~ 17.5	69.5

宮崎県告示第67号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月25日から平成19年2月8日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	えびの市大 字島内字手 ノ下 380番 1 地先から 同市同大字 字今別府 5 76番 4 地先 まで	平成19年 1 月25日

宮崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月25日から平成19年 2 月 8 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡高鍋 町大字持田 字柳丸 414 番 1 地先か ら同郡川南 町大字川南 字尾花坂上 16953番 1 地先まで	平成19年 2 月 1 日

宮崎県告示第69号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 1 月25日から平成19年 2 月 8 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	小林市須木 大字中原柚 園国有林21 01林班い小 班地先から 同市須木同 大字柚園国	平成19年 1 月25日

			有林2101林 班い小班地 先まで	
--	--	--	-------------------------	--

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾八重野土地改良区（えびの市）から平成18年 9 月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、唐瀬原土地改良区（川南町）から平成18年12月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、中尾地区県営土地改良事業（宮崎市・清武町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年 1 月25日から平成19年 2 月23日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所及び清武町役場

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年 1 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 随意契約に係る業務件名及び数量
宮崎県大気汚染常時監視テレメータシステムの賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県環境森林部環境管理課大気・化学物質担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成18年11月14日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
グリーンブルー株式会社 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川 1 丁目14番12号
- 随意契約に係る契約金額
45,788,400円
- 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号に該当

正 誤

平成19年1月13日付け県公報（号外第6号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	26	松橋 2 丁目、平和が丘東町、 平和が丘西町、平和が丘北町、 江平中町	松橋 2 丁目、江平中町
2	左	4	小松台西 3 丁目	小松台西 3 丁目、学園木花台北 1 丁目、学園木花台北 2 丁目、学園木花台北 3 丁目、 学園木花台桜 1 丁目、学園木花台桜 2 丁目、学園木花台西 1 丁目、学園木花台西 2 丁目、学園木花台南 1 丁目、学園木花台南 2 丁目、学園木花台南 3 丁目